

議提議案第 5 号相模原市がんばる中小企業を応援する条例についての修正案

相模原市がんばる中小企業を応援する条例の一部を次のように修正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 2 市は、前項の中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、小規模企業者（中小企業者のうち、おおむね常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5 人）以下の事業者をいう。）に対して、経営の発達及び改善に努めるなど、必要な配慮を行うものとする。

第 10 条の見出し中「公表」を「検証及び公表」に改め、同条中「、インターネットの利用」を「、検証を行うとともに、インターネットの利用」に改める。